

# 雲仙普賢岳噴火災害時における特別支援学校の対応\*

## －噴火災害・30年を振り返って－

菅 達也\*\*

Response of the Special Needs Educational School in case of the eruption disaster  
Mt.Fugen in Unzen

Tatsuya SUGA\*\*

### 1 はじめに

長崎県島原半島の中央部にある雲仙普賢岳は1990（平成2）年11月に噴火し、翌年には大火砕流が頻発し家屋被害とともに多くの死傷者を出した。また、学校関係も深江町立大野木場小学校（当時）の焼失をはじめ、避難により転校を余儀なくされた児童生徒の続出など大きな影響が出た。

筆者が長崎県立S養護学校（現・長崎県立S特別支援学校、以下、S校などと略記する）に赴任したときは、火砕流や土石流が頻繁に発生していたが、徐々に落ち着いてきていた。しかし時折、火山灰が空を覆い昼間なのに暗くなり、火山灰の砂嵐が吹き荒れるのを見て児童生徒たちと一緒に恐ろしさを感じたこともあった。

今年（2021年）は大火砕流の噴火災害が起こって30年になる。これを機に、本研究は島原半島にある唯一の特別支援学校（当時、養護学校）であるS校が噴火災害にどのように対応したか、噴火

が始まった1990（平成2）年から噴火災害をもたらした1991（平成3）年を中心に一定の整理を行うものである。

### 2 地域とS校の概要

島原市は島原半島東部に位置し、東は有明海に臨み、西は雲仙普賢岳が迫っている。市の西部には眉山がそびえ、そのふもとは田園地帯及び市街地が広がっている。市の主要産業は野菜、果物、葉たばこを主とする農業、古くから城下町として栄えてきた名所・旧跡をめぐる観光などがあげられる。（図表1参照）

S養護学校（小・中学部）は島原市街地の北東部にあり、周辺には島原城をはじめ市役所、図書館などの公的機関、商店街や大型スーパー、ボウリング場などの商業・娯楽施設、交通機関の要所となる島原駅、遊具があり自然散策のできる公園、海遊びや魚釣りができる猛島・長浜海岸など

図表1 長崎県島原地方地図（平成の大合併前）



\* Received December 8, 2021

\*\* 鎮西学院大学 現代社会学部 社会福祉学科、Faculty of Contemporary Social Studies, Nagasaki Wesleyan University, 1212-1 Nishieida, Isahaya, Nagasaki 854-0082, Japan

があり、これらは全て児童生徒の日常的な学習の場になっている。

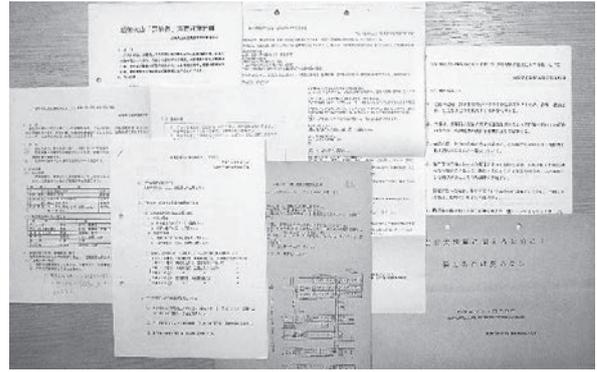
現在はS特別支援学校となり小・中学部（島原市新田町）、高等部（島原市南崩山町）と雲仙市南申山町に分教室が設置されているが、当時は小・中学部のみ養護学校で分教室は分校（以下、M分校と略記）であった。児童生徒数（平成3年度）は小学部21名、中学部8名、訪問教育3名、知的障害を主に、肢体不自由、重度・重複など障害が多様化していた。

### 3 雲仙普賢岳噴火直後のS校

1989（平成元）年、橘湾（千々石湾）で群発地震が発生し、翌1990（平成2）年7月からは雲仙普賢岳周辺で地震活動が活発になっていった。そして、11月17日、雲仙岳測候所は午前9時10分に「臨時火山情報第1号」を出し、雲仙普賢岳の噴火が確認されたことを発表した。実に2世紀ぶりの噴火であり、このときはまだ各方面に被害を及ぼす状況にはなかったが、S校は以下のような対応を行った。

噴火が確認されて5日後の11月22日、職員会議が開かれ、教頭より噴火の概況説明と地震発生時の避難確認、日常の児童生徒の掌握について注意が促された。11月29日には長崎県教育委員会学校教育課特殊教育班の主任指導主事より連絡があり「12月5日に連絡会議があるので災害対策をまとめておくように」との指示があった。これによりS校では管理職（校長・教頭・事務長）で防災対策についての検討がなされ『「雲仙普賢岳噴火」に伴う防災対策』（1次案）が策定された。この1次案ができたことで、12月1日に保護者会が開かれ、学校の防災対策についての説明のほか、避難・待機場所は学校の運動場であること、緊急連絡電話と非常時避難場所の調査、緊急連絡網の作成などが行われることになった。

また、1次案に基づいて、地震を想定した避難訓練も行われた。1回目は12月19日（11：30～予告なし）、2回目は翌年の2月7日（9：20～予告あり）に実施した。この訓練により、一人で机の下に入れる子ども、教師と一緒になら入ることができる子ども、机の下に入れない子どもが分かった。机の下に入れない子どもは、怖がったり、じっとしていられなかったりして教師の支援を必要とした。そして、教師と一緒に入るには机が小さい教室には大きな机と入れ替えるなどの改善も図られた。



（写真1）市内県立各校が持ち寄った防災資料

### 4 12・5会議とS校の防災対策

雲仙普賢岳の噴火が始まると、長崎県教育委員会（以下、県教委と略記）は災害対策を指示し、1990年12月5日に「雲仙噴火に伴う島原・南高地区県立学校の災害対策に関する打合せ会」を県立島原高等学校で開催した（以下、12・5会議と略記）。

この会議には島原半島内の県立高校9校（当時）とS養護学校（M分校を含む）、島原教育事務所のほか、県雲仙火山警戒本部（島原振興局）、市災害対策本部、島原消防署より約30人が出席し、各学校、関係機関の対応状況報告、情報交換、避難態勢の協議などが行われた。（資料1参照）

県教委からは、各学校で具体的対策を立て、緊急連絡網の整備、学校施設設備の安全点検と整備、学校内の連絡体制の整備、報告については各学校から直接連絡することの指示があった。

県（警戒本部）と市（災害対策本部）からは危険区域を具体的に予測したうえで、県は1市7町による協議会の設置、市からは避難構想を策定中との説明があった。また、市町長は①避難警報②避難勧告③避難指示の3段階の発令をするが、学校もこれに従うことが確認された。

この会議では、島原市内の県立学校は各々で策定した防災対策を持ち寄った（写真1参照）。S校のそれが他校と比して特徴的なことは次の2点である。

その第一は、児童生徒を連れての避難方法や注意事項が避難要領として具体的に記されていることである。第二は、保護者との連絡方法について、災害が「①学校にいる時に発生した場合②家庭にいる時に発生した場合③登・下校時に発生した場合」に分けて詳しく記されていることである。いずれも障害のある児童生徒を支援する学校

ならではの特色が見て取れる。

会議の中で、S校は津波に対する対応について質問し、迅速な避難誘導についても話し合われた。S校のある新田町一帯では、気象条件によっては高潮時に大手浜より海水が入り込み道路が水没することが過去に度々あったことから、地震による津波の危険性が心配されていた。

この12・5会議終了後、S校では会議提出の1次案に施設設備等の安全点検、整備の項目を新たに設け、緊急時の連絡方法に職員との連絡、関係機関への連絡を付け加えて『「雲仙普賢岳噴火」に伴う防災対策』は一応の完成を見た。(資料2参照)



## 高校でも災害対策

### 緊急時の避難態勢など

島原両高地区県立学校の「雲仙噴火に伴う災害対策打ち合わせ会」が五日午後、島原高校で開かれた。半島内の県立高校九校と島原養護学校の各校長や実務担当者のほか、雲仙火山警戒本部(島原振興局)、島原市災害対策本部、消防署、県教委、教育事務所の各代表ら約三十人が出席。情報交換も含め学校毎の緊急時の避難態勢などについて協議するとともに、関係機関からの指導助言を受け

た(写真)。

打ち合わせ会ではまず、十校の代表がそれぞれ雲仙岳噴火に伴う災害対策の現状について報告。独自に雲仙火山の観測を続けている島高の寺井邦久教諭の解説を聞いたあと、今後の対応について質疑も交えながら協議した。

各学校では現在、防火避難訓練の際に地震災害に備えて消防署の指導を受けたり、ホームルームなどで緊急時の避難経路を確認した

りしているものの、対応策はまちまち。とくに通学範囲の広い学校では緊急時の連絡態勢をどうするかが大きな課題で、関係機関からは、万一を想定した上で程度に応じた段階的な対策を立案して災害に備える必要があるとの指摘がなされた。また、海岸に近い学校からは津波被害への不安も出され、その迅速な避難誘導対策についても話し合われた。

## 5 雲仙普賢岳再噴火とS校

### (1) 再噴火と防災意識の高揚

雲仙普賢岳は小康状態を保っていたが、1991(平成3)年2月12日、新たな火口から再噴火を始めた。噴煙の高さは300~500メートルで、南東方向に火山灰を降らせた。翌日の職員朝会で教頭は「雲仙岳が再噴火、噴火の状態は前回以上。大きな地震発生の恐れもあるので注意すること。また、校外学習等で眉山の近くに行かないこと。」と職員に注意を促した。眉山は雲仙普賢岳と島原市街地の間に位置している。江戸時代の噴火の際には、その眉山が崩壊して多量の土砂が島原の町を流れて有明海に流れ落ち、それに起因する津波が対岸の熊本を襲い大きな被害を与えたという(「島原大変肥後迷惑」と言われている)。以来、眉山は現在においても少しずつ崩落が続いており、噴火による眉山の崩壊が危惧されていた。

雲仙普賢岳の火山活動は徐々に活発化し、最大震度3の群発地震も発生するようになった。新聞等においても様相がこれまでとは違う、活動状況が200年前と似ているなどと報じられていた。2月28日の職員朝会では教頭が「雲仙岳の火山活動は活発で、これまでとは少し違うようだ。地震に

対して注意すること。グラツときたら先ず机の下にもぐる。教室の棚の上などには大きな物や重たい物を置かないで整備すること。いつも子どもを掌握しておくこと。地震発生時は防災計画により行動すること」と職員に再び注意を促した。

### (2) 噴火災害と学校の対応

1991(平成3)年4月以降、雲仙普賢岳の活動は活発化し、まず5月16日に土石流が発生し水無川周辺の住民が避難した。5月24日には初めて火砕流が発生した。その後も降雨の度に土石流が、火砕流も溶岩ドームの成長と崩落を繰り返す度に発生した。

#### ① 噴火による授業への影響

S校の授業等への影響も出るようになった。5月25日に行われた運動会の最中に火砕流が発生、噴火による火山灰が真っ黒く空を覆い、運動会は午前中で打ち切られた。また、当時、S校の教師であった田嶋智子氏は創立30周年記念誌の寄稿文に「・・・毎日、火山灰が降り、窓を閉めてもざらざらです。比較的、降灰が少ない日にチャンスとばかり、校外に出かけると、急に火砕流が流れ、上からの降灰と下からの吹上げで全員頭から足まで真白です。まるで、浦島太郎が玉手箱を開

### (資料2) 「雲仙岳噴火」に伴う防災対策

「雲仙岳噴火」に伴う防災対策

長崎県立島原養護学校

1 目的  
雲仙岳の噴火に伴う災害について認識を深め、「防災計画」(学校要覧参照)に従って防災管理体制を整え、防災組織・任務等を再確認するとともに、避難訓練を実施することによって、児童生徒の安全の確保に万全を期する。

2 対策  
(1) 雲仙岳噴火に伴う災害(特に、地震)について認識を深める。  
(2) 防災組織・任務等を再確認するとともに、地震発生を想定した避難訓練を実施し、避難要領を徹底する。  
(3) 施設設備等の安全点検及び整備に努める。  
(4) 緊急時の保護者との連絡方法等について確認する。

3 防災組織  
(1) 防災組織  
防災組織は、原則として学校要覧に示すとおりであるが、特に地震の場合は次により、児童生徒の安全及び避難訓練を最優先する。

係・班	職 員	任 務
本 部	校長、教頭	統率・指揮
避難・連絡	事務長、教頭	関係機関への連絡・連絡
避難誘導	学部主任、全学級担任	児童生徒の避難・誘導
救 護		負傷者の応急処置
搬出・警備		非常時出番等の搬出・管理

(2) 地震発生時の防火責任者

場 所	正	副
ボイラー室		事務長
ガス元栓(厨房棟)		事務長、
湯沸室(2階)	教頭	事務長、
事務室	事務長	
厨 房		
家庭科室	使用者	事務長、

4 避難訓練の実施、避難要領の徹底  
地震発生を想定した避難訓練を実施し、避難要領を徹底する。  
(1) 避難訓練の実施  
① 臨時の避難訓練を12月から1月までに1、2回実施する。  
② 定例の避難訓練を2月に実施する。

(2) 避難要領  
① グラツときたら、担任は出口の声を掛け、逃げ口を確保するとともに、児童生徒を机の下にもぐらせる。(担任も同時に)もぐる。  
② 放送等を通じて地震の状況を説明し、しばらく(約1分間)机の下にもぐっているように指示する。  
③ 放送等を通じて運動場へ避難するよう指示する。  
④ 運動場中央部に避難し、本部の指示を待つ。  
注意事項  
○ もぐらせる場合、できるだけ窓際の机は避ける。  
○ できるだけガラス窓を避けるようにして避難する。  
○ 地震の場合は、絶対に避難用スロープは使わない。  
○ 学級担任の判断で、もっとも安全かつ短時間で避難できる経路を選び避難させる。  
○ 屋外にいる場合は、建物の側を避けて避難する。

(3) 第1次避難(運動場)以後の対策  
市指定の避難場所は市役所であるが、運動場へ避難したままで待機するか、市役所へ移動して避難するかは、防災対策本部(市役所)の指示を受け、本部で判断し、指示する。

5 施設設備等の安全点検、整備  
施設設備の安全点検を定期的に行い、危険箇所の整備に努める。

6 日常の留意事項  
○ 学級担任・指導担当者は、常に児童生徒の掌握に努める。  
○ 教室の棚の上に、危険な物を置かないようにする。  
○ 火気使用後は、必ず元栓を閉める。

7 緊急時の連絡方法  
(1) 保護者との連絡  
児童生徒の際の連絡方法等について、保護者との連絡会を実施する。  
[1] 児童生徒が学校にいる時に発生した場合  
① 第1次避難場所(運動場)に待機したまま保護者へ連絡。  
② 第2次避難場所(市役所)に避難して保護者へ連絡。  
いずれの場合も、学校から保護者連絡網を通じて連絡する。(保護者から学校へ、問い合わせの電話はかけず、必ず連絡があるまで待つようにする)  
[2] 児童生徒が家庭にいる時に発生した場合  
児童生徒の異常(被害)の有無について、保護者から学校へ連絡する。  
[3] 児童生徒が登下校時に発生した場合  
児童生徒の異常(被害)の有無について、保護者から学校へ連絡する。

(2) 職員との連絡  
自宅にいる場合は、速やかに本人及び家族・建物等の被害を学校へ連絡する。出勤途中の場合、その時の居場所や以後の予定等を学校へ連絡する。(本人が連絡できない場合は代人に依頼する)  
(3) 関係機関への連絡 系教育委員会及び市災害対策本部へ、災害の状況を報告する。

けたかのように。一時は、火山灰とともに小石が降ってきて、外出時はヘルメット着用でした。幸い、学校には風呂が教室の脇にあったので、さっぱりしてから勉強をすることができました。・・・」<sup>1)</sup>と述べている。火山灰は窓を閉めても室内に入るくらいきめ細かく、体にまとわり付くくらい付着性が高かったことが分かる。また、噴火による噴石にも注意せねばならず室外での学習活動が難しくなっていた。

## ②大火砕流災害と臨時休業措置

6月3日の午後4時頃、大規模火砕流が発生し、死者行方不明者43名、負傷者9名、家屋等にも大きな被害が出た。(以下、図表2参照)

(図表2) 雲仙普賢岳再噴火とS校の対応

1991年月日 (平成3年)	雲仙普賢岳とS校の動き
2. 12	雲仙普賢岳再噴火
5. 15	土石流が初めて水無川流域に発生。住民が避難する。
5. 24	火砕流が初めて発生、翌25日に確認される。
5. 25	運動会午前中で打ち切り
6. 3	大規模火砕流発生、死者行方不明者43名の被害がでる
6. 4	火砕流による交通遮断のため児童生徒5名の登校停止(～6.10)
6. 10	臨時休業日(～6.19)
6. 11	爆発的噴火で島原市内に噴石が飛び、住宅や車両などに被害が出る
6. 17	児童生徒5名(訪問教育2名含む)・教師3名を南串山分校へ(～10.31)
6. 20	夏季休業日(～7.31)
6. 30	湯江川(有明)、土黒川(国見)に土石流発生で避難勧告
7. 22	臨時休業の補充授業(～7.31)
7. 24	南高愛隣会・長崎能力開発センターへ校外学習(～7.26)
9. 15	大規模火砕流により大野木場小(深江町)が消失

国道251号線の雲仙登山口～深江町役場前の交通規制により深江町以南に在住する3名の児童が登校不能となり、2名の児童生徒の訪問教育が困難になった。

この交通遮断により、島原市内の公立高校(島原高校、島原農業高校、島原工業高校、島原商業

高校)に通う多くの生徒が同じように登校できなくなった。中には被災したり、避難したりする生徒もいることから、県教委は市内の県立学校(S養護学校含む)に6月10日より6月15日まで臨時休業の措置をとった。

S校ではこの臨時休業に加え、6月17日から、前述した登校できない児童3名を南串山町の分校に通学させ、訪問教育児童生徒2名についても分校を拠点に実施することにし、以上5名の児童生徒を担当する通勤不能な教師3名の勤務場所も分校に変更する措置をとった。措置後の教育内容は、原則としてS校の教育課程によるが、集会、諸行事等は分校の計画に従って実施するとした。

なお、県立学校の臨時休業は6月10日から15日までとなっているが、実際にS校では6月19日まで休業した。また、分校への児童生徒・教師の変更措置の期間は6月17日から10月31日までであった。

## ③災害時における夏季休業の変更措置

度重なる土石流や火砕流などで、島原市、深江町に所在する学校(小・中学校を含む)においては、警戒区域の設定により立ち入り禁止となったり、避難のために転校を余儀なくされる児童生徒が続出したりするなど、雲仙普賢岳噴火災害は学校教育にも大きな影響を及ぼした。県教委は児童生徒の生命の安全確保と教育水準を維持するために、次の事項について緊急措置を講じた。

1. 仮入学等の措置及び高校生の転入学の措置について
  2. 教科書の供与について
  3. 夏季休業期間に関する特例について
  4. 平成4年度公立高等学校入学者選抜学力検査場の一部変更について
  5. 通学のための交通機関の確保について
- このうち夏季休業の変更措置については以下のような経過をたどり、発表された。

県教委は6月14日に臨時教育委員会を開き、「長崎県立学校の夏季休業日の特例を定める規則」を同日、公布・施行した。さらに同日15時45分、「雲仙岳噴火に伴う島原市内県立学校の夏季休業について」という教育委員長談話(資料3参照)が公表された。その内容は、平成3年6月20日から7月31日の期間を夏季休業とし、8月1日を第2学期の始業日とするものであった。夏季休業の変更措置理由としては次のように述べられている。

1. 雲仙岳の噴火活動が依然として活発であり短期間に終息する見通しが立たないこと。

(教育委員長談話)

雲仙岳噴火に伴う島原市内県立学校の夏季休業について

このたびの雲仙岳噴火に伴う火砕流等によって亡くなられた方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、被災された方々に対し心からお見舞いを申し上げます。

雲仙岳は、現在も活発な火山活動を続けており、依然として嚴重な警戒を要する状況にあります。

このため、県教育委員会は、人命尊重を第一に児童・生徒の安全確保を図るための方策を慎重に協議した結果、県立島原高校(定時制を含む。)、島原農業高校、島原工業高校、島原商業高校及び島原養護学校(南串山分校を除く。)の休業について次の措置を決定しました。

○ 平成三年六月二十日(木)から七月三十一日(水)の期間を夏季休業とし、八月一日(木)を第二学期の始業日とすること。

決定の主な理由は以下のとおりであります。

- 一 雲仙岳の噴火活動が依然として活発であり、短期間に終息する見通しが立たないこと。
- 二 児童・生徒の通学途上及び在校時に、噴石による危険が新たに発生したこと。
- 三 児童・生徒、保護者とも精神的動揺が大きく、学習に専念できる状況ではないこと。
- 四 現行のまま、休校を延長することは、児童・生徒、保護者に大きな不安感を与え、学校運営上支障が生じる恐れがあること。

なお、島原市及び深江町においても管内小・中学校について同様の措置を講じることとしております。

当該地域の児童・生徒並びに保護者の皆様の御労苦に対し心からのお見舞いを申し上げますとともに、安全第一に一致協力して、この難局を乗り切ってくださいよう切に願います次第であります。

県教育委員会といたしましても、今後、引き続き教育水準維持のため、最大限の努力を続けてまいりたいと存じます。

(資料3) 教育委員長談話

2. 児童・生徒の通学途上及び在校時に、噴石による危険が新たに発生したこと。
3. 児童・生徒、保護者とも精神的動揺が大きく学習に専念できる状況でないこと。
4. 現行のまま、休校を延長することは、児童・生徒、保護者に大きな不安感を与え、学校運営上支障が生じる恐れがあること。

こうしてS校を含む島原市内の県立学校の夏季休業は1か月早められることになり、島原市、深江町の小・中学校も同様の措置がとられた。

6 夏季休業中の校外学習

S校では夏季休業中に南高愛隣会・長崎能力開発センター(当時・南高来郡瑞穂町、現・雲仙市瑞穂町)で野外体験学習を行い、2学期の授業再開に向けて動き出すことになった。

大火砕流後の臨時休業期間(6月10日～19日)の補充は夏季休業中に行うことになっていた。S校では補充授業期間を7月22日～31日とし、特に7月24日から26日の3日間を瑞穂町の長崎能力開発センターで校外学習を実施した。

その目的は、ほとんどの児童生徒が家の中での

生活を強いられ、生活が不規則になり体力が弱ったり、情緒が不安定になったりしていることから、自然探索や動物とのふれあいなどの活動を通して、児童生徒の生活リズムを回復し、2学期へ向けての体力向上を図るというものであった。児童生徒の参加については、児童生徒の体調、それぞれの家庭の状況に合わせて希望参加とした。32名(訪問教育含む)のうち26名が参加を希望し、教職員も全員が参加するのではなく、3日間を交代で指導した。活動内容は家畜とのふれあい、山林散策や遊具での遊び、農園見学などであった。

当時、S校の教師であった岸川哲也(現・県立桜が丘特別支援学校)氏によると、「島原地方南部の子どもたちは参加できる状況ではなかった。瑞穂町などの北部にも火山灰が降ることもあり、子どもたちの半数は重度の子どもたちだったので外で思い切り活動することはできなかった。実際の活動は家畜舎の見学や講堂で遊んだり、庭に備え付けられていたブランコや滑り台などの遊具で楽しんだりした。」という。

これとは別に、S校では噴火による降灰・降石などで2学期の授業が再開できない場合、8月1

日から8月31日まで、緊急避難的に長崎能力開発センターの本館（音楽室・進路指導室）、体育館、運動場などの施設を借用することが考えられていた。しかし、具体的な項目については未検討のものがあることから、2学期からの授業再開の目途がつき施設借用の必要がなくなったものと思われる。

こうしてS校は夏季休業を終え、まだ夏の暑い盛りで2学期を迎えることになる。1991（平成3）年8月1日現在の居住地区別児童生徒数は図表3のとおりであった。

## 7 M分校での教育

S校には南串山町（当時・南高来郡、現・雲仙市）にM分校（現・分教室）があった。分校は島原半島の南西部に位置し、噴火の影響はほとんどなかったが、12・5会議にもS校とともに出席し『活動火山「雲仙岳」災害対策計画』（内容的にはS校の防災対策と同じ）を策定していた。S校では大火砕流災害発生以降、前述したように、島原半島南部居住の児童3名と教員3名をM分校に移し、訪問教育児童生徒2名も分校を拠点に実施する措置をとっていた。

このときの教員の一人である山口絹代（旧姓）氏は手記の中で次のように述べている。「・・・私は小3のB課程（重度・重複障害）のY君という男の子の担任として分校へ行きました。小5の

Tさん、小6のU君とK先生、N先生と6人で分校にお世話になることになりました。Y君だけB課程、他の2人はA課程（知的障害）で、実態も学年も違う3人が同じクラスで学習することになり、最初は無理もあったかもしれませんが。分校の先生の配慮により、Y君は分校小1年のMちゃんという車いすの子と一緒に養護・訓練中心の学習をさせてもらいました。Mちゃんの担任だったI先生には本当にいろいろと教えていただき、Mちゃんに仲間ができた！とY君のことをとても歓迎してくださり、私も嬉しかったです。Y君も一人で学習するより、二人の方が賑やかだし楽しかったようで、笑顔を見せるようになりました。・・・（中略）・・・分校は子どもの数も少ない小さな学校で、だからこそ、とてもアットホームな雰囲気、学部も関係なく、全ての子どもを、全ての先生で見えていくという体制が自然とできていて、私たちS校の子ども、教員にもすごく優しく接していただきました。当初は、担任も変わり、学校（環境）も変わり、自閉傾向のTさんとU君は手を噛んだり、頭を壁にぶついたり、先生に頭突きをしたり、自傷行為が出て私もびっくりしました。でも、2週間、3週間と過ごしていくうちに、お互いに慣れてコミュニケーションがとれるようになり、落ち着いて学習に取り組めるようになりました・・・」と当時を振り返っている。山口氏の手記からは、S校から分校へ移った

	小学部						中学部			合計	<避難地区人数> (分校通学訪問)
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年		
吾妻町	1						2 (1)			3 (1)	国見町・小浜町 に避難<2名>
瑞穂町				1				2		3	
国見町			1							1	
有明町		2			1				1	4	
島原市	2	1	1	2	3	3	2	2		16	
深江町						1				1	有家町に避難 <(1名)>
有家町			1	1 (1)	1					3 (1)	(3名) 分校へ
西有家町									1 (1)	1 (1)	(1名) 分校へ
* ( ) 内の数は、訪問教育自走生徒数で内数										32 (3)	計5名分校へ (訪問教育2)

(図表3) 居住地区別児童生徒数

児童生徒の心理状態が、噴火のストレスに加え、学習環境が変わり不安と心配でいっぱいだったが、分校の温かな教育環境によって、児童生徒は気持ちが解放されて少しずつ落ち着きを取り戻していったことがよく分かる。分校の児童生徒たちとのふれあいを通して、そして、教師たちによる学習への取り組みの工夫が互いの子どもたちを引き付けた。教育の強さがそこには見られた。

## 8 M分校移設案と仮校舎建設案

水無川を境に深江町以南に居住する児童生徒、教員、そして訪問教育をM分校に移したことによる教育効果は大きかった。S校では、S校自身が自主避難地域になった場合と自主避難地域にならなくても、児童生徒の大半が登校できなくなった場合、第2段階までの対応策が練られていた。

その第1段階は、学習の場をM分校に移すということである。この場合、使用できる教室は4教室なので、小学部1・2年→1組、3・4年→2組、5・6年→3組、中学部は全員で1組、計4クラスとし、要望事項として以下の6点があげられた。

1. S校が使用する教室並びに職員室に当てる特別教室等を整備するため諸用具を格納する大型倉庫を設置
2. 分校の調理器具ではS校・分校合わせた約100食分の給食はできないので、必要なS校調理器具を移転
3. 分校の食堂では、S校・分校合わせた人数

の食事はできないので、S校児童生徒・職員は各学級で食べるが、そのための配膳車、食カン等の購入

4. S校が使用する4教室に、肢体不自由児の養護・訓練用に2畳分の畳を入れる
5. 分校正門前の駐車場の整備
6. S校専用電話の新設

そして指導要録や出席簿など、学校としての貴重な書類、記録簿なども移動させることになっていた。

これに関して、前述した田嶋氏は「・・・深江以南の子どもたちは南串山分校に通学したり、本校も最悪のことを考え、指導要録等などの重要な文書は分校に預けたり様々な対応がありました。・・・」<sup>2)</sup>と述べているように、貴重な書類等は現に移動させているものもあった。

次の第2段階は、雲仙普賢岳の噴火が長期化すると判断される場合には仮校舎を建設してもらうという案である。このときの要望事項は以下の3点である。

1. 場所は北目地区（島原半島北部）で検討してもらいたい。  
\* 仮校舎の建設は、島原半島内で噴火活動の影響が少なく、児童生徒の通学で便利な場所を選ぶ。
2. 仮校舎は、普通教室8、保健室、事務室、校長室、職員室、職員更衣室、厨房、食堂、トイレ、シャワー室、外囲フェンス等を最低限建築してもらいたい。

	校 名	備 考
1	鹿児島県立鹿屋養護学校	
2	大分県立日田養護学校	
3	熊本県立大津養護学校	
4	熊本県立荒尾養護学校	平成4年度にはPTAからも贈られる
5	宮崎県立延岡南養護学校	
6	宮崎県立宮崎養護学校	同校PTAからも贈られる
7	長崎県立佐世保ろう学校	
8	山口県立下関養護学校	同校PTAからも贈られる
9	徳島県立ひのみね養護学校	
10	松山東雲高等学校	同校生徒会YMCAからも贈られる
11	新潟県立村上養護学校	同校PTAからも贈られる
12	群馬県立あさひ養護学校	同校高等部生徒（個人）からも贈られる
* S校ではこれ以上に見舞状・見舞金を受けていると思われるが、現在のところ、確認できているところのみを掲載している		

(図表4) 雲仙普賢岳噴火災害でS校が支援を受けた学校

3. 遅くとも平成4年度始業式から使用できる  
よう建設してもらいたい。

これら2つの案は実現せずに済んだが、噴火災害による危機管理上の学校経営がいかに関心されていたかがよく分かる。

また、児童生徒の保護者へは

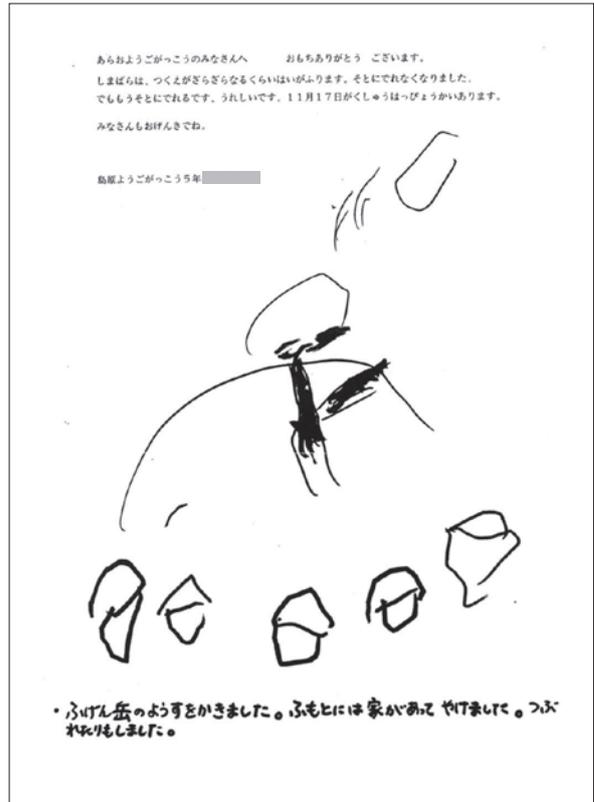
1. 遠方に避難した場合は、その近くの養護学校に仮転入させてもらう。
2. 保護者の意向によっては、寄宿舎を有する養護学校へ仮転入させてもらう。
3. 登下校が困難な児童生徒は、訪問教育で指導する。

などの対応をとる用意をしていた。

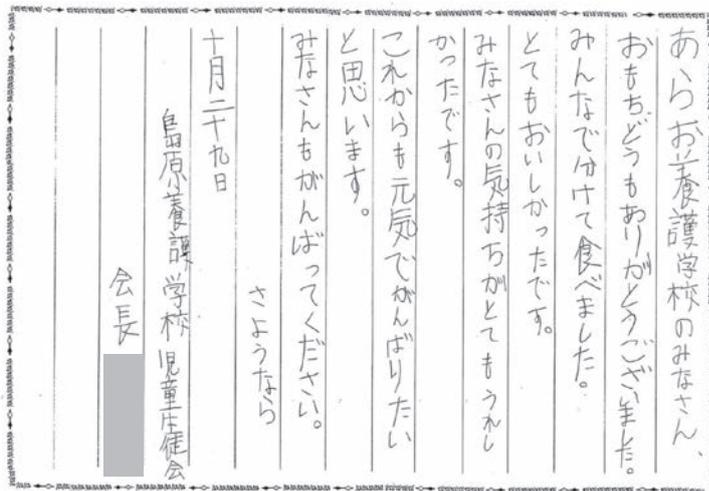
### 9 噴火災害によるS校への支援

噴火災害に対して全国各地の養護学校をはじめとする教育機関、中には養護学校の生徒個人からも見舞状、見舞金などがS校へと届けられた。(図表4参照) 見舞金の多くは、その学校で取り組んだ作業学習・バザーの収益金や募金であった。

これに対してS校からは礼状が送られ、児童生徒が書いた手紙や絵などが添えられていた。(図表5・6参照)



(図表5) お礼の手紙・小学部生徒



(図表6) お礼の手紙・中学部生徒

### 10 おわりに

私たちは雲仙普賢岳の噴火によって、火山災害の恐ろしさを知ることとなった。その中でS校の対応は学校の自然災害に対する危機管理上、大きな示唆を与えている。火山の噴火のように災害が長期に及ぶ場合、S校にとってM分校は大きな役割を担っていた。交通遮断で児童生徒、教職員がS校に通学、通勤ができなくなると、学校長が同

一であることから一部の児童生徒、教職員がM分校へ移る措置を早急にとることができた。

さらに計画だけで終わり幸いだったが、M分校への移転案や災害が少ない場所への仮校舎建設案も参考になる。常時から非常時の学校存立のあり方を複数案携えておくべきである。現在、人口減少で学校の空き教室が増えてきているが、そのような所を災害が想定される場所にある学校の緊急

事態時における仮移転先に指定するなど地域の枠を超えて考えておく必要がある。

また、実際の教育においては山口氏の手記より、自然災害から受けた児童生徒のストレスをケアするには、平穏で日常的な教育実践しかありえないことが分かる。

雲仙普賢岳噴火災害による教育関係の被害は、深江町立大野木場小学校の火砕流焼失をはじめ、噴石による島原農業高校、島原工業高校、島原市立第四小学校折橋分校の破損等があるが、人的な被害を免れたのは、長崎県や島原地方の現地機関による災害緊急対策によるものであった。S校がいち早く『「雲仙岳噴火」に伴う防災対策』を立案できたのも資料1に見る12・5会議が契機となっている。そういうことから12・5会議は県立学校のネットワークを形成し、噴火災害対応のベクトルを一致させるうえで大きな意味があったと思われる。

噴火活動の終息宣言は1996（平成8）年6月3日に出されたが、S校では『「雲仙岳噴火」に伴う防災対策』が毎年度始めに配布され、教職員は気を引き締めた。

本稿は限られた資料から、雲仙普賢岳が噴火した1990（平成2）年から初の噴火災害を経験した1991（平成3）年を中心に、島原半島唯一の特別支援学校であるS校の動向・対応を掘り起こした。今後の課題は、噴火が終息するまでのS校（児童生徒、保護者、教職員）の対応や教育実践、M分校に移った児童生徒の動向などを明らかにし、整理する必要がある。

全国に目を向けると、雲仙普賢岳噴火災害の後、1995（平成7）年に阪神・淡路大震災が、2004（平成16）年には新潟県中越地震が起こり、多くの人たち、多くの特別支援学校が被災した。阪神・淡路大震災の直後、兵庫県障害児教育諸学校長会では、『あの一瞬を忘れないために』（1995年）を発行しその総括を行っている。新潟では中越地震の後、個別の教育支援計画に災害時の対応を取り入れた特別支援学校もある。また、災害が起こっていないところでも、PTAが中心となって防災宿泊訓練などのプロジェクトを進めた特別支援学校もある。そうした取り組みが進む中、2011（平成23）年3月11日、東日本大震災が起こった。広範囲に及ぶ地震と津波、さらには原子力の恐怖に、私たちは深い悲しみに陥った。以後、特別支援教育関係の様々な防災に関する書籍等も続々と刊行<sup>3)</sup>されるようになった。そして、東

日本の悲しみが癒えないうち、2016（平成28）年には熊本地震が起こった。私たちは日本のどこにいても災害にあう可能性があることを認識させられた。その熊本では被災した熊本県立熊本かがやきの森支援学校が災害から学んだことをまとめた『あの日あれから～平成二十八年熊本地震の記録』を発行して、長崎県内の特別支援学校にも送付されている。私たちの記憶は風化するが、災害で被災した各地でまとめられた記録は残り、未来の私たちへ貴重な教訓となって残されている。近い将来、南海トラフ地震や首都直下地震などによる大規模災害が高い確率で発生するとされ、その被害想定も行われている。そして、災害の被害を最小限に抑えるために、自助・共助・公助による減災が強調されている。私たちは地域と地域が広域に連携した地方の状況に即して、そこにある学校独自の災害・防災対策を今一度再考する必要があるのではないだろうか。

#### <註>

- 1) 長崎県立島原養護学校『創立30周年記念誌 ひかり いのち たから』43頁
- 2) 前掲1)
- 3) 特別支援学校における防災に関係した書籍等には以下のものがあり参考になる。（特別支援教育関係の雑誌等にも防災をテーマにしたものがあるが、ここでは省略する。）
  - ①田中総一郎・菅井裕行・武山裕一（編）『重症児者の防災ハンドブックー3.11を生き抜いた重い障害のある子どもたち』クリエイツかもがわ、2012年
  - ②新井英靖・金丸隆太・松坂晃・鈴木栄子（編）『発達障害児の防災ハンドブックーいのちと生活を守る福祉避難所を』クリエイツかもがわ、2012年
  - ③全国特別支援教育推進連盟（編集）全国特別支援学校知的障害教育校PTA連合会（執筆）『安全・安心な場を創ろうー大規模災害の教訓を生かして』ジアース教育新社、2012年
  - ④堀清和『小学校低学年・家族・発達障害をもつ子・先生のための災害に負けない防災ハンドブック』せせらぎ出版、2013年
  - ⑤田中真理・川住隆一・菅井裕行（編）『東日本大震災と特別支援教育ー共生社会にむけた防災教育を』慶應義塾大学出版会、2016年

## 【参考・引用文献】

- 1) 長崎県『雲仙・普賢岳噴火災害誌』1998年
- 2) 長崎県立島原養護学校『創立30周年記念誌 ひかりいのちたから』2008年
- 3) 兵庫県障害児教育諸学校長会『あの一瞬を忘れないために』1995年
- 4) 熊本県立熊本かがやきの森支援学校『あの日あれから～平成二十八年熊本地震の記録』2017年
- 5) 全国訪問教育研究会第19回全国大会（新潟大会）大会記念シンポジウム資料 2006年
- 6) 島原新聞社「島原新聞」第13893号1990（平成2）年12月7日 第1面
- 7) 菅達也「雲仙普賢岳噴火災害時における養護学校の対応について～島原の養護学校はどう動いたか～」『日本特殊教育学会第48回大会（2010長崎大会）発表論文集』2010年
- 8) 長崎県立島原養護学校・雲仙岳噴火に伴う防災対策文書資料
  - ・「経過」「避難訓練の実施」記録（平成2年度の雲仙岳噴火への対応）
  - ・「雲仙噴火に伴う島原・南高地区県立学校の災害対策に関する打合せ会開催について」
  - ・「雲仙噴火に伴う島原・南高地区県立学校の災害対策に関する打合せ会概要」
  - ・「雲仙岳火砕流発生に伴う県立学校の措置について」
  - ・「夏季休業の時期変更に伴う一部児童の取扱いについて」
  - ・「長崎県立学校の夏季休業日の特例を定める規則の制定について」
  - ・「（教育委員長談話）雲仙岳噴火に伴う島原市内県立学校の夏季休業について」
  - ・「平成3年度の夏季休業について」
  - ・「施設使用について」（長崎能力開発センター）
  - ・「校外学習実施計画書」（長崎能力開発センター）
  - ・「施設借用の基本項目」（長崎能力開発センター）
  - ・「生徒の状況・地区別生徒分布」
  - ・「雲仙岳噴火に伴う緊急時の対応策と要望事項」
  - ・「雲仙岳噴火に伴う緊急時の対応策」

## （付記）

本稿は、日本特殊教育学会第48回大会（2010年9月18日～20日 於・長崎大学文教キャンパス）

において発表した「雲仙普賢岳噴火災害時における養護学校の対応について～島原の養護学校はどう動いたか～」『日本特殊教育学会第48回大会（2010長崎大会）発表論文集』705頁を大幅に修正・加筆したものである。

## （謝辞）

本研究を進めるにあたり、貴重な手記を提供してくださった山口絹代（旧姓）氏と貴重な証言をしてくださった岸川哲也氏は、当時ともに励ましあったかつての同僚であり、一緒に仕事できたことに感謝しています。そして、長崎県立島原養護学校の創立30周年記念誌からは田嶋智子氏の寄稿文を引用させていただきました。また、島原新聞社からは「島原新聞」の記事掲載について快諾をいただきました。ここに記して感謝をいたします。

